

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

目 次

- ◇ 告 示
土地改良区の設立認可申請の適否の決定（農村整備課）
土地改良事業の認可申請の適否の決定（三件）（〃）
土地収用法による事業の認定（管理課）
県道の区域の変更（道路課）
県道の供用の開始（〃）
開発行為に関する工事の完了（都市計画課）
- ◇ 公安告示
遊技機の型式の検定（防犯少年課）
- ◇ 公 告
家畜商講習会の開催（畜産課）

告 示

鳥取県告示第八百四十一号

日野郡江府町大字宮市一六七河上貞也ほか十四人の者からの江府町土地改良区の設立認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年十月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び定款の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成二年十月二十四日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
江府町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百四十二号

鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業大郷（松原八号）地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項にお

いて準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年十月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年十月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百四十三号

鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業大郷（松原九号）地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年十月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年十月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百四十四号

鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業大郷（松原十号）地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年十月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年十月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百四十五号

国府町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）宇倍野地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年十月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年十月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

国府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百四十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二年十月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

国府町

二 事業の種類

国府町麻生老人憩の家及びゲートボール場建設事業

三 起業地

1 収用の部分 岩美郡国府町大字麻生字雁並及び字外雁並地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
国府町役場

鳥取県告示第八百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、
県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。
その関係図面は、平成二年十月二十三日から二週間鳥取県土木部道路課
において一般の縦覧に供する。

平成二年十月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	変更前後別 (敷地の幅員 (メートル))	延長 (メートル)
陸上岩井線	江府中和用瀬線	変更前	八〇〇
		変更後	二七八・八
陸上岩井線	岩美郡岩美町大字尾際字本坂二 一四地先から同村大字余戸字山 尾等毛八三五一五地先まで	変更前	九〇〇
		変更後	一九二・〇
陸上岩井線	岩美郡岩美町大字田河内字喜三 朗田二七二地先から同大字字籬 谷五九六地先まで	変更前	三〇〇
		変更後	六二六・〇
陸上岩井線	岩美郡岩美町大字田河内字喜三 朗田二七二地先から同大字字籬 谷五九六地先まで	変更前	一〇〇〇
		変更後	五七九・〇
陸上岩井線	岩美郡岩美町大字田河内字喜三 朗田二七二地先から同大字字籬 谷五九六地先まで	変更前	三二〇
		変更後	六一四・〇

鳥取県告示第八百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、
次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。
その関係図面は、平成二年十月二十三日から二週間鳥取県土木部道路課
において一般の縦覧に供する。

平成二年十月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の年月日
陸上岩井線	江府中和用瀬線	平成二年十月二十三日
陸上岩井線	岩美郡岩美町大字尾際字本坂二一四地 先から同村大字余戸字山尾等毛八三五 一五地先まで	
陸上岩井線	岩美郡岩美町大字田河内字喜三朗田二 七二地先から同大字字籬谷五九六地先 まで	

鳥取県告示第八百四十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年
法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成二年十月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号
昭和六十年四月十六日 鳥取県指令受都計第三百十六号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
鳥取市秋里字上巻ヶ坪
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鳥取市秋里三三八
東部セメント工業協業組合
代表理事 山本 悟

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第七十八号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成二年十月二十三日

鳥取県公安委員会委員長 廣 吉 卓 藏

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	サーカス	株式会社平和
	オリンピック	
	エキサイトワープ	株式会社ニューギン
アレンジボール遊技機	サンフラワー七	株式会社三井
	ファイバーロボV	
	ビッキーコスモI	

公 告

家畜商法（昭和24年法律第208号）第3条第2項第1号に規定する講習会を次のとおり開催する。

平成2年10月23日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1. 開催日時

平成2年11月29日（木）及び30日（金）9時から17時まで

2 開催場所

倉吉市東蔵城町2 鳥取県中部総合事務所第8会議室

3 講習の科目及び時間

家畜の取引に関する法令 4時間

家畜の品種及び特徴 4時間

家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間

4 受講申込方法

所定の家畜商講習会受講申込書に、写真(受講申込書提出前6月以内に撮影した縦3.5センチメートル、横2.5センチメートル、無帽、正面、上半身像のもの)及び講習会受講手数料として3,210円に相当する額の鳥取県収入証紙をはり付け、平成2年11月14日(水)までに所轄地方農林振興局長を経由して知事に提出すること。